



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q 定年後の賃金は、現役と同じ仕事をしていても低下して良いのかという結論が最高裁で出たようです。これからの定年後再雇用の賃金はどのようなのでしょうか？

A 6月1日に、二つの裁判の判決が最高裁で出ましたね。「長澤運輸事件」と「ハマキョウレックス事件」です。私は社労士なので、判決の詳細の説明は控えますが、定年後の賃金と、期間雇用の賃金について、今後の方向性がひとまず示されたのではないかと思います。争われたのは主に手当の部分でした。以下表をご覧ください。

【長澤運輸事件】 ○不合理 ×不合理ではない

手当等	正社員	嘱託社員	最高裁
基本給等	基本給 能率給 職能給	基本賃金 歩合給 調整給等	×
住宅手当	10,000円	なし	×
家族手当	1人5,000円	なし	×
役付手当	1,500~3,000円	なし	×
精勤手当	5,000円	なし	○
賞与	有り	なし	×

不合理としたのは精勤手当だけでした。

【ハマキョウレックス事件】

手当	正社員	契約社員	最高裁
無事故手当	10,000円	なし	○
作業手当	10,000円	なし	○
給食手当	3,500円	なし	○
住宅手当	20,000円	なし	×
皆勤手当	10,000円	なし	○
通勤手当	5,000円	3,000円	○

住宅手当以外の手当は、契約社員に不支給であることが不合理との判決でした。

これらの判決はたまたま運送業でしたが、他の業種にも同じようなことが言えると思います。まず、定年退職後又は契約社員の処遇は、正社員と全く同じでなくても良いということです。

労働契約法第20条は「期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を禁止」しています。不合理かどうかの判断根拠は、「職務の内容」と「配置の変更の範囲」に加え、「その他の事情を考慮して」とも記載されています。最高裁の判断はこれを踏まえたものと思われます。

定年後の再雇用や契約社員の待遇を正社員と全く同じにしなければならないかも知れないと考えていた企業にとっては、この判決にホッとしたかもしれません。しかし、今回の判決により、高齢者の再雇用の賃金水準について、目安が示された形にもなりました。

長澤運輸事件では、定年後の賃金は現役時代の年収の8割程度でした。これが容認されたということが一つの基準になるかもしれません。企業にとって経験豊富な高齢者は必要な人材ではありますが、現役世代と同額の賃金は支払えない、低下させたいという思惑もあります。一方で、働く高齢者は現役時代と全く同じ仕事をしているなら、定年後も同じ処遇(賃金)であるべきと主張するでしょう。現在、企業には65歳まで継続雇用義務があります。私が社会保険労務士になったばかりの頃は、60歳から「在職老齢年金」と「高年齢雇用継続給付」があり、定年になって賃金を大きく下げても、一定の収入は確保できました。しかし、年金の支給開始年齢が上がり、高年齢雇用継続給付だけでは一定の収入は確保できない状況になってきています。

政府は2018年の骨太の方針で、70歳定年制を推進するようですから、今後は元気でバリバリ働く高齢者が増えることでしょう。元気でいれば医療費も削減されますし、良い事ではないでしょうか？ただし、若者の邪魔をしてはダメですよ！
※高年齢雇用継続給付…60歳時の賃金の75%未満に低下すると、一定割合の給付金が支給される。61%以下に低下すると、支給率は最大で15%。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980